



測定随時受付中

ちくりん舎は、行政から独立して放射能汚染を監視・測定、情報発信する市民団体・個人の共同ラボです。

市民放射能監視センター

●共同ラボ & 事務所

〒190-0181

東京都西多摩郡日の出町
大久野 7444

●電話 & FAX

042-519-9378

●電子メール

lab.chikurin@gmail.com

目次

- 田村バイオマス住民訴訟 …… 1
- オンライン学習・懇談会のお知らせ …… 5
- 3.11子ども甲状腺がん裁判 第1回口頭弁論 …… 6
- 第9回通常総会報告 …… 9
- 新理事挨拶 …… 10
- 会員募集 …… 10

控訴審第1回法廷で思わぬ展開

田村バイオマス住民訴訟

田村バイオマス（以下田村BE）は福島県内の放射能汚染木を燃料として使うことを公言しているバイオマス発電です。地元住民は「大越町の環境を守る会」を結成、田村市が支出した補助金14億6千万円の支出を不当としてその返還を求めて裁判を起こしました（ちくりん舎ニュース25号記事参照）。

本裁判の主要な争点は、本田仁一前田村市長が「住民の放射能不安が強いので、バグフィルタの後段に高性能フィルタを設置し更に安全性を高める」として田村BEに設置させたというHEPA^{ヘパ}フィルタが、住民と議会をダメして受け入れさせるための偽物であり、「補助金の支出は詐欺または過誤によるものであるから、田村市長はその補助金支出を取り消し、田村BEに返還請求をせよ」というものです。

ちくりん舎ではこのHEPAフィルタが本来の性能を発揮しえないものであることを技術面から分析して支援してきました。約2年間にわたる福島地裁でのやり取りでは、田村市側は全く技術的な情報を示さず、言い逃れ、言葉のすり替え、論点そらしに終始してきました。それにも関

わらず今年1月25日、福島地裁（小川理佳裁判長）はこれまでの論争を全く無視した行政擁護の不当判決を下しました。原告住民全員が控訴を決定、裁判は仙台の高等裁判所に移りました。

<第1回控訴審法廷で裁判長から驚きの発言>

6月17日仙台高裁において控訴審第1回口頭弁論が開かれました。開廷早々、石栗正子裁判長から予想外の発言がでたのです。裁判長は被告に対して、①HEPAフィルタの内容がはっきりしない。具体的資料を出すこと、②去年の「定期点検」においてバキュームカーで掃除、交換したというのがその具体的説明、③燃料チップを1分で測定できるという具体的説明、の3点を要求したのです。

これは原告が控訴理由書で求めたものそのものです。少なくとも石栗正子裁判長は控訴に当たり原告が提出した控訴理由書を読み込んだと考えられます。原告は、地裁判決前に新たな争点として燃料チップの測定がいかにかいい加減に行われているか、証拠のビデオを添えて提出しま

した。更に昨年9月には「定期点検」と称して、HEPA フィルタダクト内をバキュームカーで掃除している事実も証拠のビデオを添えて提出しています（この事実が持つ重大な意味は後述）。福島地裁での全く噛み合わない論争を無理やり「機は熟した」として結審し、被告側の主張を漫然となぞったような地裁判決への流れからすれば画期的な一歩前進です。

<控訴審当日に被告側が出してきた驚きの意見書>

驚きはそれだけではありませんでした。なんと控訴審法廷の当日、被告側の補助参加人（裁判の一方の側に利害関係を持つものが補助として参加すること）である田村 BE が、HEPA フィルタ設備についての見積仕様書を「所持していない」という理由で提出を拒否する意見書を提出していました。これは控訴理由書提出と同時に文書提出命令申立書として提出を要求していた資料です。驚愕するような対応です。数千万円かひよっとすると数億円にもなる設備について、発注者である田村 BE は、設備建設メーカーから見積仕様書も取らず、ハイよつと気前よく支払ったのでしょうか。家を建てる時でも、車を買うときでも、見積仕様書が無ければ普通は発注できません。これは常識の範囲です。風呂

場はこの場所にこの広さでとか、1300ccのセダンで色は白、カーナビ付けてとか、いろいろあるでしょう。田村 BE は、数千万、数億円かかるかもしれない設備を、何の仕様書もなく設備を造らせて請求書だけで支払ったのでしょうか。随分杜撰な会社ということになります。

「所持していない」という微妙な言い回しで提出を拒否してきたわけですが、これも道理が通りません。設備は数十年にわたり使うのが普通です。稼働開始後に予期しない故障や異常が有った場合、どちらの責任になるのか、見積仕様書（または発注仕様書）に立ち返って責任の範囲などを確認する必要があります。普通であれば当然、設備が稼働しているかぎり保存すべきものです。これを「所持していない」というのであれば、考えられるのは、①田村 BE がおそろしく気前の良い会社でありまた HEPA フィルタの性能に関して全く関心がない、②本田仁一市長が「HEPA を付ける」と言っちゃったので、「形だけそれらしいものを付けて」と口約束で頼んだ、の2点が考えられます。いずれにせよ、HEPA フィルタの性能と保証について全く関心がないことを示す、新たな証拠と言えるのではないのでしょうか。

坂本弁護士によれば控訴審は1回目で結審することも多いそうです。その意味では裁判長が被告に資料提出や説明を要求したことは画期的です。一方で坂本弁護士は「原告側にリップサービスをしておいて、酷い判決を書く場合もあるので油断できない」と原告団を引き締めました。確かに油断はできませんが一歩前進したことは間違いありません。今回の一連の出来事からは、田村 BE の HEPA フィルタはラグビーボールのような奇妙な形のダクトだけで、中はガランドウだとの確信を強めるものでした。

話が前後しますが以下、福島地裁での論争と



地裁判決がいかにも不当なものであったのか、その主要な点を説明したいと思います。

< HEPA フィルタの集塵率についての論争 >

被告は裁判で技術的根拠を一切示さず、言い逃れ、論点のすり替えに終始しました。その典型が HEPA フィルタの集塵効果をめぐる論争です。田村 BE が公表している排ガスのセシウム濃度の基準は $30\text{Bq}/\text{m}^3$ です。しかし、これは HEPA フィルタを設置していない一般の焼却炉の基準と同等です。つまり HEPA フィルタが完全に筒抜けであったとしても全く問題になりません。原告は被告に対し HEPA フィルタの集塵効果を明らかにするよう追及しました。

被告は、第 1 回法廷で突然 HEPA フィルタは住民の「安心対策」として設置したと説明したのです。これは明らかに虚偽答弁です。本田仁一前田村市長は田村市議会の答弁で「住民に放射能不安が高い」ので、バグフィルタの後段に高性能の HEPA フィルタを設置し、「国内最高レベルの安全対策」を行うと答弁しているのです。「安心対策」などとは一言も説明していません。突然出て来たこの「安心対策」に対して、原告は「HEPA フィルタは、ただ飾りとして付いているだけということなのか」と追及しました。被告は「さらに安全レベルを高めることが「安心」であり、(中略)既にバグフィルタによって十分な集塵がなされ、(中略) HEPA フィルタを通過することで更にクリーンな排ガスになる。その意味で、個別の集塵性能を数値化しているものではない」と答弁したのです。およそ不誠実な、誰にでも分かる明らかなゴマカシ、言い逃れの説明でした。しかし、福島地裁判決はこの論争の経緯を無視したのです。



バキュームカーの様子を望遠カメラで撮影

< $80 \times 80\text{cm}$ の扉から $3.6 \times 3\text{m}$ のフィルタを入れ替えた! ? >

被告は、HEPA フィルタは $60 \times 60 \times 30\text{cm}$ (厚さ) のユニットを 5 列 6 段に 30 個組み合わせたものと説明しています。原告はこのユニット 30 個をどのように隙間なく設置したのか、そのチェックはどのようにしたのかを追及しました。HEPA フィルタはそもそも $0.1\sim 0.3\ \mu\text{m}$ 程度の粒子も捕捉することが要求される設備です。HEPA ユニット単体がいかに性能が良くても、そのユニットを 30 個組み合わせる時に微細な隙間があれば漏れてしまいます。それに対して、被告は HEPA フィルタ 30 個の組み立ては工場で行い、漏れチェックも工場で行うから問題ないと答弁しました。

事件が起きたのは、結審を間近に控えた 9 月 11 日です。田村 BE は稼働を停止し、HEPA フィルタダクト内に人が入ってバキュームカーで排水らしき作業を行ったのです。事後の説明では「予定していたダクト内の掃除で、ついでに HEPA フィルタも入れ替えた」としています。言うまでもなくバキュームカーとは汚水や汚泥、糞尿などを吸い取るもので掃除に使うものではありません。そもそも $1\ \mu\text{m}$ 以下の粒子を捕捉することを要求される繊細な設備を、バキュームカーで掃除するなどというのは論外で

す。更に問題なのは「HEPA フィルタを入れ替えた」との説明です。80cm角の扉からどのようにして3.6 × 3mのHEPA フィルタを「入れ替えた」のでしょうか。被告は自分たちが苦し紛れに法廷で答弁したことを忘れてしまっているようです。

法廷での答弁というのは実際には全て文書で行われています。福島地裁判決はこの経緯についても無視しています。

＜HEPA フィルタのJIS規格では被告はオウンゴールの主張＞

原告は田村 BE の HEPA フィルタが虚偽である根拠として JIS Z 4812「放射性エアロゾル排気用高性能フィルタ」にもとづいて具体的に問題を指摘しました。これに対して被告は JIS Z 8122 に基づくと答弁しました。しかし、この 8122 はクリーンルーム用の HEPA フィルタの規格です。更に 8122 の適用範囲には「放射能の問題は含まない」と但し書きまで書いてあります。原告はこの点を捉えて「被告は排ガス用でもなく、放射能用でもないものを、国内最高レベルの安全対策と称して説明した」、これこそ虚偽であることの証拠であると主張しました。

＜恣意的な訴訟指揮で「証拠不十分」に導く＞

判決理由では以下のように書かれています。「そもそも HEPA フィルタは、JIS にも規格が設けられた性能を有するエアフィルタであり放射性廃棄物の減容化施設でも用いられているものであり、(中略)放射性物質を捕捉できないものであるとは認められない」。

判決文は紛らわしいのですが、「放射性廃棄物施設でも用いられている」と書いていることから、裁判所が言う「JIS にも規格が設けられ

た性能」とは JIS Z 4812 を念頭において述べているようです。しかし、それに基づく原告の主張に対して、根拠となる図面などの証拠が不足している、「捕捉できないものであるとは認められない」と主張しています。原告が詳細図面と手順書等で説明するよう要求したにも関わらず、秘密保持を盾に図面も出さず説明もしなかったのは被告側です。裁判所は原告が申請した技術者 2 人と田村 BE 社長、本田前田村市長の証人尋問予定を一旦は認めたにも関わらず、その後却下しました。数値も出さず図面も出させず証人尋問も却下しておいて、原告に「証拠不十分」だと断じたのです。「HEPA ユニットの付けた」と言っているから「捕捉できないものであるとは認められない」という論理は、「高級ブランドのロゴがついているので偽物であるとは認められない」と言っているのと同じレベルの論理です。

判決文の事実認定において、被告が排ガス用でもなく放射能は対象外の「JIS Z 8122 に基づく」と主張したことには全く触れていません。裁判所が考案したストーリーに都合が悪いからでしょう。結論ありきでそれに沿って、双方の主張をつまみ食いして作文をする。不当判決と言わずして何と言えるのでしょうか。原告は、強引な訴訟指揮でいい加減な判決文を書いた裁判長に対しても怒りをこめて控訴を決めた経緯があります。

＜事実を示す資料と証人尋問、現地検証で被告を追い詰めよう＞

今回、仙台高裁が被告側に対し、具体的資料や説明の提出を求めたことは、以上の経緯からすれば明らかに一步前進といえます。

真実が原告側にあることは明らかです。被告が「国内最高レベルの安全性」を備えた HEPA

フィルタを本当に設置しているのであれば、隠すことなく堂々とその性能と試験結果を示す資料を出せば良いだけです。具体的な資料を出させ、証人尋問と現地検証を通じて、本田仁一前市長と田村 BE のウソを白日のもとにさらしていくよう頑張りましょう。



ちくりん舎オンライン学習・懇談会

テーマ：田村バイオマス訴訟とは？

～福島地裁での不当判決と仙台高裁での予想外の展開について～

日時： 7月27日（水）19:30～21時頃迄
申込：

ちくりん舎までメール（lab.chikurin@gmail.com）にて。

お名前、メールアドレス、所属またはお住まいの都道府県を書いてご連絡ください。前日に ZOOM の会議室アドレスをお送りします。

参加費：無料

原告の声

田村市と事業者（親会社は株式会社タケエイ）相手の私たちの闘いは6年になりました。私たちが住む大越町は福島第一原発からの距離が近かったにも拘わらず、放射線量は比較的低い地域でした。その地域に被告たちが木質バイオマス発電施設を誘致しようとバカを企んだのです。不利益はすべて私たちに押し付けられるのです。

様々な要望・反対行動をやってきましたが最後は裁判になりました。裁判では被告らが導入を約束した H E P A フィルタの真偽がポイントだと青木さんたち支援の会の皆さんの助言があり、裁判の最重要の争点です。福島地裁の訴訟指揮と判決は納得できるものではなく、裁判とはこんなにかたまり加減なものか、これが裁判所のやる事かと呆れ返りました。これでは当事者は浮かばれません。私たちは司法裁判に対する信

頼感を無くしました。私たちは福島地裁の裁判長への不信・不満を意見書として、最高裁の総務部門宛てに提出しました。

私たちは低線量汚染で済んだ地域の環境を守り、子ども達を放射能被曝から守っていきただけなのです。

事業者は本稼働して1年余りですが、やると言ってきたことをやらずに、やらないと言ってきたことをやっています。仙台高裁の裁判官には証拠・証言に裏打ちされた裁判をしっかりと行って欲しいと切望しています。

煙突からは黒い白煙が流れています。工場排水を中和する貯水場は正体不明の黄色っぽいヘドロがいま水面を覆っています。

（大越町の環境を守る会 久住秀司）

法廷の雰囲気を一変させた甲状腺がん患者の意見陳述 3.11 子ども甲状腺がん裁判 第1回口頭弁論

5月26日、東京地裁において「3.11 子ども甲状腺がん裁判」第一回口頭弁論が開かれました。福島原発事故による甲状腺がん悪性ないし悪性疑い患者は、県民健康調査で判明した分だけでも274人となり、健康調査集計外の患者を合わせると少なくとも301人にもなります。このうち明らかになっているだけでも226人が手術を終え甲状腺がんが確定しています。そのような中、17歳から28歳（事故当時6－16歳）の若者6人が、東電を被告として総額6億1千万円の損害賠償を求める裁判に立ち上がりました。裁判当日、東京地裁には230人近く支援者・傍聴希望者が列を作りました。私もその列に並んだのですが入れるのはわずか26人、残念ながら外れ組で裁判後の報告会でその内容を聴くことになりました。

報告集会の冒頭、弁護団副団長の河合弘之弁護士からの報告がこの裁判の意義を象徴的に表していました。「そもそも300人近くの患者がいるのに、何故原告がわずか6人なのか。甲状腺がんが福島原発事故によるものだとすれば大変なことになる。どうしても原発事故の結果だと認めたくない勢力からのバッシングが極めて激しいからである」。このような状況の中で裁判に立ち上がった6人の勇気ある若者達を讃えたいと思います。

事前の非公開の進行協議において、東電側は本件が「学術的因果関係を争うもので客観的な議論を進めるべき」であり「感情的に流される」として原告の法廷での意見陳述は必要ないと主張していたそうです。原告弁護団は「なによりも原告の意見を聞くべきだ」と主張。第1回法

廷での意見陳述を認めさせ、その後については裁判所が双方の主張を踏まえ検討する、ということになっていました。

法廷での「原告2」さん（個人情報を守るため原告は番号付けされている）の意見陳述は、このような局面をひっくり返すほど素晴らしいものでした。

中学生の時にB判定となり、甲状腺に針をさして細胞を検査する穿刺細胞診で「手術が必要」「このままでは23歳までしか生きられない」と告げられました。甲状腺の片葉切除の後、大学入学時の検診で再発が発覚、2回目の全摘出手術。その後も肺転移が見つかりアイソトープ治療となる。この治療はがん細胞を殺すために高濃度の放射性物質を投与するもので、関係者の被ばくを抑えるため3日間も一人で鉛の部屋に閉じ込められた時の苦しさ。相次ぐ再発に東京の大学進学をあきらめ近隣の大学に入学。それも体調悪化から退学せざるを得なくなり、悪化や死の恐怖と闘い、夢や希望ではなく、検査結果が悪くならないことだけを願いながらの生活を赤裸々に語りました。

「甲状腺がんはおとなしいがん」などとの一般的評価とは全く異なるものであることを明らかにしたのです。この17分間にわたる意見陳述が法廷の雰囲気を圧倒し一変させました。意見陳述の後、裁判長から今後の法廷の進め方についての問い掛けに、東電側弁護士は「裁判所におまかせします」というのがやっとでした。「原告の意見陳述をこれ以上聴く必要はない」とはとても言える雰囲気ではなかったのです。

多発する甲状腺がんが福島原発事故由来であ

ることは、すでに明らかです。多発の原因として主張されたスクリーニング説、過剰診断説、5歳以下（事故当時）の患者がいないのでチェルノブイリと異なるなど、さまざまな説が主張されてきましたが、いずれも事実がこれらを否定しています。国や県が現在、頼りにしているのは UNSCEAR（国連科学委員会）2020 報告による甲状腺被ばく量推定です。しかしこれは、事故後の大気中のヨウ素濃度をシミュレーションして計算したものです。この問題点はパラメータ設定により、ヨウ素 131 の大気中濃度が大きく変化し、被ばく量を数桁低く見積もっている可能性があることです。検査までの時間の違いを考慮した地域ごとの発生率の違いという疫学的結論と、チェルノブイリ同様「極めてアグレッシブ（転移など侵襲性が高い）」な甲状腺がんという事実から出発するのではなく、非常に信頼性の乏しいシミュレーションによる被ばく線量推定に固執しているのです。もはや科学ではなくつじつま合わせの観念論でしかありません。

今や甲状腺がん多発問題は日本国内だけの問題ではなく、IAEA、ICRP、UNSCEAR など国際的な原子力推進ムラとの闘いになっています。裁判に注視し、支援者を広め、原告をバッシングさせない世論を作り出し、原告を増やす活動が重要だと感じました。

※原告 2 さんの意見陳述の練習録音（法廷での録音は禁止のため）が報告集会で流されました。以下から視聴できます。https://www.youtube.com/watch?v=cwvvJAH_h3E





勇気ある6人の若者を支え長い闘いに備えよう



福島原発事故により避難を余儀なくされた住民が東電と国に損害賠償を求めた4件の集団訴訟で、最高裁は「国に賠償責任はない」との判決を下した。4件の高裁判決中3件では国の責任を認めていたにも関わらずである。同種の訴訟は他に約30件続いている。最高裁判決は一般に判例として下級審の裁判を拘束することになるので、今回の判決の影響は甚大だ。

日本は憲法のもと「立法、行政、司法が独立する」三権分立の民主主義国家であると中学校の社会科で学んだ。しかし最高裁長官の指名は内閣が行い、長官以外の裁判官の任命権も内閣にある。確かに最高裁判事は衆院選挙と同時に国民審査を受ける制度もある。

しかし、現実として15人いる最高裁判事の一人一人について、その内容を吟味して信任・不信任を選択できる人が果たして何人いるのだろうか。これはもう専門家の領域だ。なんのことはない、「司法の独立」はタテマエで、行政府や議会多数派を支えている大企業を守る「イチジクの葉っぱ」と言える。

そして、国や大企業を相手にした裁判や権利獲得には極めて長い期間を要する。原爆被爆者援護法の制定までに49年、水俣病損害請求裁判では患者の公式認定から提訴まで11年、第二次訴訟提訴まで17年、和解成立まで40年だ。広島原爆の黒い雨裁判は提訴までに70年、判決確定までに6年かかっている。しかも黒い雨裁判が高裁で確定したのは、衆院選間近で支持率ガタ落ちの菅内閣（当時）がイメージアップを狙って「大英断」のパフォーマンスだったというオマケ付きだ。その証拠に菅内閣は翌日に

は「本来であれば被ばく量との関係が立証されておらず受け入れがたい」との政府談話を閣議決定している。被ばく者や水俣病患者等公害被害者にとってはほぼ、その個人の人生を掛けた闘いになる。

福島原発事故から11年、甲状腺がん患者約300人のうち6人の若者が東電に損害賠償を求める裁判に立ち上がった。おそらくこの裁判も長い過程をたどるであろう。6人の賠償を認めれば、その他の300人、いや更に増え続ける患者たちの賠償が問題になるからだ。そして、日本の原発事故で甲状腺がん多発が公式に認められることになれば、日本だけの問題ではなく国際的な原子力ムラにとっては致命的だ。

暗くしんどい話になったが、原爆被爆者が被ばく手帳を手にする事でどれだけ貴重な権利を勝ち得たか。黒い雨訴訟では判決文に放射性微粒子の吸入による内部被ばくによるがんなどの発生について明示的に書き込まれた。

6人の若者が訴訟に踏み切ったのはこうした歴史から見ればむしろ早い方である。更なる原告を増やすために、私たちに何ができるだろうか。社会的バッシングを許さず自由にものが言えるよう一人一人が家族や職場、地域で声を上げることだろうか。辺野古新基地建設反対のテントに掲げられている看板に「勝つ方法はあきらめないこと」とあるのを思い出す。

（青木一政）



第9回通常総会がおこなわれました

今総会は、新型コロナの感染防止の観点から、書面およびオンライン審議とさせていただきました。オンライン参加者と委任状を併せて会員総数の過半数を超え、総会は無事成立しました。

以下の報告、並びに計画が承認されたことをご報告いたします。

- ・2021年度事業報告、監査報告
- ・2022年度監事選任 亀山亜土氏
また審議事項として

・2022年度事業計画（案）、予算（案）
については、書面あるいは電子メールでいただいたご意見を反映した形で、原案を修正しました。

2022年度は「放射能再拡散を止めるための実態調査と再拡散を止めるための監視及び発信」を基本方針とし、

- ①ちくりん舎健全経営の維持
- ②放射能ゴミ拡散防止・被ばく低減のための活動
- ③放射能汚染監視のための知識・技術レベルアップ
- ④情報発信力の強化

を主要課題として取り組んでいきます。

皆様の益々のご支援、ご協力をお願いいたします。

（理事長 浜田和則）

2021年度決算報告

貸借対照表（2021年03月31日現在 単位：円）

科目	金額
I 資産の部	
【流動資産】	2,684,648
現預金	2,554,648
未収金	0
預け金	130,000
【固定資産】	309,719
工具器具備品	1
建物付属設備	309,718
資産合計	2,994,367
II 負債の部	
【流動負債】	90,000
借入金	0
未払金	0
未払法人税等	70,000
前受金	20,000
【固定負債】	
負債合計	90,000
III 正味財産の部	
前期繰越正味財産額	3,065,654
当期正味財産増減額	-161,287
正味財産合計	2,994,367

活動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：円）

科目	ちくりん舎会運営	放射能測定事業	合計
【経常収益】			
受取会費	516,040		516,040
受取寄附金		870,470	870,470
受取助成金等		713,407	713,407
放射能測定料		2,291,000	2,291,000
その他収益（シホ [®] ・総会等）	118,640		118,640
経常収益計	634,680	3,874,877	4,509,557
【経常費用】			
事業費	397,341	2,941,969	3,309,310
管理費	76,656	470,881	547,537
経常費用計	473,997	3,412,850	3,886,847
当期経常増減額	160,683	462,027	662,710
【経常外収益】			
当期経常外増減額		3	3
前期損益修正損		714,000	714,000
税引前当期正味財産増減額	160,683	-251,970	-91,287
法人税、住民税及び事業税		70,000	70,000
税引後当期正味財産増減額	160,683	-321,970	-161,287
前期繰越正味財産額	8,578,464	-5,512,810	3,065,654
次期繰越正味財産額	8,739,147	-5,584,780	2,904,367

新理事就任のご挨拶

ちくりん舎で活動をはじめて約10年。放射能のことを勉強させてもらいながら、少しでもお手伝いできることがあればとの思いで関わらせて頂いたのがきっかけです。今でも自分の間違った思い込みなどを知ることが多々あり、周りの方々とお話ししているといつでも新鮮です。

そんな中で、今回理事のお誘いを受けましたので、一緒に頑張らせて頂こうとお受けすることにしました。理事になってもこれまで通り考えることは止めずに、活動していこうと思っています。よろしくお願ひします。(武熊明子)

(お詫びと訂正)

前号のちくりん舎ニュース(2022年4月号)の「福島第一原発事故汚染木燃焼による環境汚染を監視する」(木質バイオマス発電チェック市民会議 坂口太二さん)の記事に誤りがありました。お詫びして訂正致します。

(誤) 排出されるガスは最大で毎時 162,000 Nm³

(正) 排出されるガスは最大で毎時 16,200 Nm³

ブックレット好評販売中!

ご希望の方はちくりん舎まで(頒価 500 円送料別)



ちくりん舎 会員募集中

ちくりん舎では会員・賛助会員を募集しています。メールまたは電話、FAXでお問合わせ下さい。

●正会員

団体会員 / 年会費 1 口 10,000 円 (何口でも)

個人会員 / 年会費 3,000 円

ちくりん舎の運営に関わり、ちくりん舎を支えていただく団体、個人です。

●賛助会員

年会費 1 口 1,000 円 (何口でも)

ちくりん舎の趣旨に賛同して支えていただく方々です。ちくりん舎のニュースレター、イベント案内等の情報が受け取れます。

★カンパも随時受け付けています。

<市民放射能監視センター口座>

●ゆうちょ銀行

振込口座 : 00150-5-418213

加入者名 : 市民放射能監視センター

シミンホウシャノウカンシセンター

●他行からの振込の場合

店名 〇一九 (ゼロイチキュウ店)

預金種目 : 当座

口座番号 : 0418213

Web サイトにてお待ちしております。

<http://chikurin.org/>

